

都市計画税の充当される経費について

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。
令和5年度尾花沢市一般会計決算における都市計画税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	都市計画税	64,002 千円
【 歳 出 】	都市計画事業に要する費用	275,925 千円

単位：千円

事業		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画事業	都市下水路費	3,543				821	2,722
	公園費	2,694				625	2,069
	下水道費	261,662				60,694	200,968
	公債費 (都市計画事業債分)	8,026				1,862	6,164
合計		275,925				64,002	211,923

※都市計画税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。